

## 制度概要

<b>長崎県地方創生推進資金保証（略称：県地方創生）</b>		
目 的	食品製造業、観光関連業などの分野において、県内中小企業の前向きな取組みを支援し、地方創生の推進に寄与することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>県内で事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者であって、次のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 食のながさき応援資金 次のいずれかに該当する者。ただし、令和元年9月末までに旧食のながさき応援資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。</p> <p>① 食品の製造及び加工に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者。 ② 長崎フードバリューアップ事業計画の認定を受けた者</p> <p>(2) ものづくり企業育成応援資金 次のいずれかに該当する者。ただし、令和元年9月末までに旧ものづくり企業育成応援資金の県の認定を受けた者は該当する者とみなす。</p> <p>① 以下5分野に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者。 <b>ア. 半導体関連 イ. ロボット(産業用機械)関連 ウ. 造船・プラント関連 エ. 医療機器関連 オ. 航空機関連</b></p> <p>② 長崎県新成長ものづくり産業事業拡大計画の認定を受けた者 ③ <b>長崎県成長産業サプライチェーン強化事業計画の認定を受けた者</b> ④ 長崎県航空機関連産業事業拡大計画の認定を受けた者 ⑤ 長崎県ロボット・IoT関連システム開発実証事業計画の認定を受けた者</p> <p>(3) 健康・観光関連産業応援資金 ヘルスケア産業若しくは観光関連産業に関する国の経営力向上計画の認定又は県の経営革新計画の承認を受けた者。ただし、令和元年9月末までに旧光福の街長崎おもてなし資金の市町の長の推薦を受けた者は該当する者とみなす。</p> <p>(4) 宿泊業生産性向上支援資金 宿泊業を営むもの又は宿泊施設を所有するもの等で、新たな需要を創造するための商品として、県の「宿泊業等生産性向上促進支援事業」の支援、「観光関連産業経営支援事業」の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者。</p>	
対 象 資 金	保証の対象に係る推薦または認定等を受けた事業の実施に必要な運転資金、設備資金 ただし、食のながさき応援資金及び宿泊業生産性向上支援資金については、設備資金とそれに付随する運転資金に限り、運転資金のみの利用は認めない。	
保証条件	貸付限度額	2億円以内（運転資金は5,000万円以内） 2億8,000万円以内（宿泊業生産性向上支援資金）
	保証期間	①食のながさき応援資金 運転資金 7年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 12年以内（うち据置 2年以内） ②ものづくり企業育成応援資金、健康・観光関連産業応援資金 運転資金 7年以内（うち据置 1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置 2年以内） ③宿泊業生産性向上支援資金 20年以内又は耐用年数のいずれか短い期間（うち据置 2年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
	貸付利率	①食のながさき応援資金 年1.35% ②ものづくり企業育成応援資金、健康・観光関連産業応援資金 年1.30% ③宿泊業生産性向上支援資金 年1.00% ただし、11年目以降は、その時点での経営安定資金(長期資金)の貸付利率以内とする。
保証料率	基準料率	①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証 年0.45%～1.90% ②経営革新関連特例または経営力向上関連特例を利用する場合年0.80%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。但し、経営革新関連特例または経営力向上関連特例を利用する場合は、物的担保の提供による割引(有担保割引)は適用されない。
	保証料補助	①無担保保険・普通保険(一般関係)に係る保証 県が年0.25%～1.70%の補助を行う。 ②経営革新関連特例または経営力向上関連特例を利用する場合 県が年0.40%の補助を行う。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	商工組合中央金庫、十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、西海みずき信用組合、福江信用組合、長崎三菱信用組合、近畿産業信用組合	
申 込 時 添 付 書 類	①保証の対象の(1)①、(2)①、(3)に該当する場合は、国の経営力向上計画に係る認定通知書の写し又は県の経営革新計画に係る承認通知書の写し ②保証の対象の(1)②、(2)②③④に該当する場合は、計画の認定を受けたことが分かる書類 ③宿泊業生産性向上支援資金に該当する場合は、県の「宿泊業等生産性向上促進支援事業」の支援、「観光関連産業経営支援事業」の支援又は経営革新等支援機関の指導を受けて策定した事業計画書 ④旧食のながさき応援資金及び旧光福の街長崎おもてなし資金に該当する場合は、別に定める市町の長の推薦書 ⑤旧ものづくり企業育成応援資金に該当する場合は、別に定める県による認定書 ⑥県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ⑦その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	健康・観光関連産業応援資金及び宿泊業生産性向上支援資金は、設備資金と設備投資に伴う運転資金が対象となる。(運転資金単独の利用は不可。)	
取 扱 期 間	令和8年3月31日保証承諾分まで	
実 施 日	平成28年 4月 1日 創設 <b>令和 3年 4月 1日 最終改正</b>	